

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	奥永源寺地区 (君ヶ畑、蛭谷、箕川、政所、蓼畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

君ヶ畑、蛭谷、箕川、政所、蓼畑などの奥永源寺地区は、政所茶の産地として古来から茶の生産が行われている。生産される政所茶は、市場への流通が少ない幻の銘茶として茶販売業者からの取引が強い。しかし、生産者の高齢化が進み、栽培面積は年々減少しており、現状の面積をどのように維持していくかが今後の課題としてあげられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も地元特産品として茶の生産を続けていく。
耕作者や農地所有者、政所茶を応援する地域外の賛同者からの協力を受け現状の面積を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.5 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 取組の予定はない。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 活用の予定はない。
(3) 基盤整備事業への取組方針 基盤整備事業への取組予定はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域での茶生産活動に賛同する若手を中心に、新たな担い手として育成を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 具体的な取組はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②政所茶の有機栽培に取り組んでいく。				